# 訪日外国人観光客動向調査及び分析業務公募要領

## 1 業務名

訪日外国人観光客動向調査及び分析業務

# 2 目的

徳島市を訪れた訪日外国人観光客の需要や徳島の観光に対する認知度・満足度、人流、 特定のテーマについての実態や動向などを把握するための調査を行い、調査データを分析し、今後のインバウンド観光誘客戦略の基礎データとすることを目的とする。

# 3 業務の内容

別添仕様書のとおりとする。

# 4 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する豊富な経験、実績を持つこと。
- (2) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。
- (3) 本業務の実施に当たり機構や関係者との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた 者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従 前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適

当でないと認められる者ではないこと。

- (8) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除 の対象となっていないこと。
- (9) コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアムの代表者は(1)から(8) の全ての要件を、代表者以外の団体は(1)を除く全ての要件を満たしていること。

### 5 企画提案参加の申込み

(1) 申込件数

1団体が提出できる件数は、1件とする。

- (2) 申込書類
  - ① 企画提案参加申込書(様式1)
  - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書 (様式2) (コンソーシアムの場合は全構成員のものとする。)
  - ③ 構成員との役割分担を定めた協定書(コンソーシアムの場合のみ)
- (3) 申込方法

電子メールにより、「13 資料の提出先及び問合せ先」に提出すること。

(4) 申込期限

令和7年9月25日(木)17時必着とする。

6 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月18日(木)から9月25日(木)17時までとする。

(2) 受付方法

質問票(様式3)を電子メールにより、「13 資料の提出先及び問合せ先」に提出すること。

(3) 回答方法

企画提案参加申込みを行った者全員に電子メールで回答する。

### 7 企画提案書の提出

次の書類を提出することで企画提案の参加手続が完了したこととする。

- (1) 提出書類
  - ① 訪日外国人観光客動向調査及び分析業務に係る企画提案書(様式4)
  - ② 企画提案用資料は、A4を基本とし様式は任意とする。表紙と目次を除き30ページ以内とし、業務の内容に関する具体的な企画案、実施体制、作業工程等を記載すること。
  - ③ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもので、写しで

も可する。コンソーシアムの場合は全構成員のものとする。)

- ④ 参考見積書
- ⑤ 参考資料(同種又は類似の観光関連業務に関する実績を示すこと。)
- (2) 提出方法
  - (1)の提出書類を電子メールにより、「13 資料の提出先及び問合せ先」に提出すること。

また、②、④、⑤は選考に用いるため、事業所名をふせたうえで、PDFによる 電子データで提出すること。

提出先は、「13 資料の提出及び問合せ先」とする。

(3) 提出期限

令和7年10月2日(木) 17時必着とする。

(4) その他

企画提案書等の作成に係る費用は、選定結果にかかわらず提案者の負担とし、提出 された書類については理由の如何を問わず返却しない。

# 8 委託料上限額

1,320千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費等を含む。

### 9 選定方法等

- (1) 企画提案書等の内容により順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会 (以下、「選定委員会」という。)において、(4)の審査の観点から委託候補者を 選定する。
- (2) 選定委員会は企画提案等の内容を審査し、順位を決定する。
- (3) 選定は提案された企画提案書等を用いて書面審査にて実施する。
- (4) 審査の観点

次の①から⑤の項目について、傾斜配点方式を採用して審査を行う。

① 理解度·取組意欲

(提案内容が、徳島市のインバウンド観光の現状を踏まえて、仕様書に沿った 内容で、具体的かつ効果的なものとなっているか。)

② 的確性・適正度

(アンケートの質問項目が、徳島市のインバウンド観光振興に資する内容となっているか、適正なサンプル数やサンプル数確保のための効果的な対策が提案されているか。)

③ 実行力・業務実績

(業務遂行に必要な経験や類似する事業の実績を有しているか。)

④ 実施体制

(事業の実施体制や担当の配置状況は十分か。)

⑤ 経費の妥当性

(仕様書記載の業務や提案内容に対して、妥当な経費が計上されているか。)

(5) 選定終了後、速やかに全ての提案者に選定結果を通知する。

# 10 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として 選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴して契約を締結する。

ただし、提案者の評価が一定の基準を満たしていない場合は、最優秀提案者であったとしても契約を締結しない場合がある。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含み、協議が不調のときは、9の選定方法により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

# 11 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年9月18日(木)

- (2) 企画提案参加申込書・質問受付期限 令和7年9月25日(木)17時必着
- (3) 企画提案書提出期限

令和7年10月2日(木)17時必着

(4) 選定結果及び契約の締結

選定後、速やかに選定結果を通知し、協議の上契約を締結する。

(5) 留意事項

契約締結後に業務に着手するため、企画提案書等の作成に当たって、業務開始日に 柔軟性を持たせた上で作成することに留意すること。

# 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たって、公募要領、仕様書、委託契約書、その他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、徳島県暴力団排除条例第6条に規定する排除の対象となった ときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同条例に 基づく排除の対象となった場合は、原則として契約を解除する。

# 13 資料の提出及び問合せ先

<del>7</del> 7 7 0 - 0 8 4 1

徳島県徳島市八百屋町2丁目7番地 徳島センタービル 7階

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

電 話:088-678-2811

E-mail:contact@east-tokushima.jp